

5年保存

基監発第 0401003 号

平成 16 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

労働条件改善アドバイザーの配置等に関して留意すべき事項について

労働条件改善アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の配置等については、平成 16 年 4 月 1 日付け地発第 0401005 号・基発第 0401007 号「労働条件改善アドバイザーの配置について」により指示されたところであるが、その運用に当たっては、アドバイザーの職務が円滑に行われ、かつ、実効あるものとなるよう、職務の遂行に必要な関係資料の提供、研修の実施等を行うとともに、下記に留意の上、その運用に当たって遺漏なきを期されたい。

記

1 アドバイザーの配置

アドバイザーは、都道府県労働局労働基準部監督課に配置するものとし、具体的な配置人数等については、別途通知するものとする。

2 アドバイザーの報酬等

アドバイザーの報酬等は、別途指示される場所により支給するものであること。

3 アドバイザーの業務

(1) 「労働条件改善アドバイザー執務準則」第4の「局長が指名する者」には、予め次の者を指名すること。

①監督課長

②その他局長が必要と認める者

(2) 上記の者は、アドバイザーの業務が効果的に行われるよう、必要に応じ、アドバイザーに対する具体的な指示及び労働基準監督機関が行う業務との調整等を行うこと。

4 アドバイザーの勤務実績

当分の間、別紙様式により、各年度毎の勤務実績を翌年度4月15日までに本省労働基準局監督課へ報告すること。

5 その他

アドバイザーには、「労働条件改善アドバイザー規程」及び「労働条件改善アドバイザー執務準則」を配付すること。

なお、賃金不払残業の解消に向けた労使の自主的な取組に対する指導等に当たっては、別途、自己診断チェックシート（仮称）及び事業場指導用マニュアルを作成し、送付するので、活用されたい。

労働条件改善アドバイザー活動状況報告

(年度分)

- 1 勤務日数 _____ 日
- 2 相談、指導及び助言 _____ 件
- 3 自主点検等配布枚数 _____ 枚